E―④―48558　YeeL株式会社
E―㊷―48564　株式会社クロステック
E―㉔―48517　岩田　浩一
E―⑫―48526　原　祐介
E―⑲―48557　切刀　泰弘
E―⑬―48560　株式会社アーク
E―⑲―48568　株式会社商環
E―⑬―48561　株式会社リバース
E―①―48570　株式会社リファインワークス
F―⑬―1783　Anixter Japan株式会社
F―㉒―1786　株式会社東和
F―㊵―1792　米来合同会社
F―⑭―1793　株式会社ショーケン
F―⑬―1790　株式会社キーテック
F―⑬―1789　株式会社リトルプリンセス
F―⑬―1794　ヨーラ・ジャパン株式会社
F―㉓―1798　シンコー株式会社
FE―㉗―1781　株式会社ONESPEC
FE―㉗―1785　株式会社SILVER―BACK
FE―㉓―1787　アントワーク合同会社
FE―⑬―1788　フヨー株式会社
FE―㉗―1791　株式会社アベイチ
FE―㉗―1795　ハンワホームズ株式会社
FE―㊵―1796　岩谷マテリアル株式会社　福岡営業所
FE―㉗―1797　匠星株式会社

○農林水産省告示第千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字鮎田字舟木一八〇八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町塩谷奥山一から八まで、三の乙、九の一、九の二、三一、三二、三四、三五の一から三五の二八まで、三六、三七の一、三七の二、三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

奥山二・三四・三五の六・三五の一七から三五の一九まで・三五の二七・三六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町河野六四字八幡後山五の一、五の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字高野甲六三六の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高野甲六三六の一三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町合波四九字口無谷一の一、一の二、二の一、二の二、三の一、三の二、四から一一まで、一二の一、一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四九字口無谷一の一、一の二、一二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県鯖江市石生谷町四三字上間谷一、二の一から二の三まで、三の一から三の三まで、四の一から四の七まで、五の一から五の六まで、六の一から六の一五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四三字上間谷四の三から四の五まで、五の一から五の四まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び鯖江市役所に備え置いて縦覧に供する。）